

令和3年

熊野町農業委員会  
議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和3年第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年3月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 委員 6番 木原 哲男

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
委員	世良 次生
委員	稲垣 寿計
委員	佛圓 治徳

6. 議事録署名委員（2人）

委員	9番	原 恭博
委員	1番	庄賀 深雪

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
主査	諏訪本 壮太

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第3回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>9番 原委員、2番 福垣内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>最初に、議事日程や議案番号はそのままにし、日程第1、議案第5号は議案の最後に繰り下げて審議を進めていくことにしますので、ご了解ください。</p> <p>それでは、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」と日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、譲渡人が親族関係にあり、また、譲受人は同一であるため、一括議題としたいと思いますが、異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議が無いようですので、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」と日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号及び第7号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、県道矢野安浦を役場から広島方面へ進むと沿線にある〇〇〇〇〇〇から向かって北側方面に向かったところにある田2筆でございます。</p> <p>申請によると、譲渡人は、親子関係ですが、今後も農業を継続することが難しいと考えている所有地について、譲受人は、経営規模を拡大のため、譲り受けようとするものとなっております。</p> <p>農機具の保有状況、農作業従事日数、下限面積も問題なく、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p>

	以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良 次生委員、お願いします。
世良 次夫 委員	3月10日に事務局と現地を確認してきました。 場所は、先ほど事務局が説明した通りで、最初の議案は、〇〇〇〇〇のすぐ下側の田んぼで、次の議案は、〇〇〇〇〇の裏側の合計2筆です。 現地は、これまでも田んぼとして耕作されていたようで、草刈り等の保全管理もきちんとされていました。 また、後の議案の議案第7号は、申請者がこれまでも耕作していた田んぼと連なるため、一体として管理でき、非常に効率が良くなるものと思われます。 申請内容からも、特に問題ないと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、1件ずつお諮りします。 まず、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請に

	<p>ついて」と日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請人が同一で、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議が無いようですので、日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」と日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号及び第9号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、県道瀬野呉線を役場から呉市郷原方面へ進むと沿線にある山中伸管さんから向かって山側方面に向かったところにある田と畑のそれぞれ1筆でございます。</p> <p>申請によると、譲渡人は、労働力不足によって耕作が難しくなった農地について、譲受人は、新規で農業経営に取り組むため、譲り受けようとするものとなっております。</p> <p>農機具の保有状況、農作業従事日数、下限面積も問題なく、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>議案第8号及び第9号の農地法第3条の規定による許可申請についてですが、第8号は所有権の移転で第9号は使用貸借ということで違いがございます。この案件については、使用貸借と所有権の移転をあわせて、熊野町の下限面積の10aを活かすため、売買される土地は9a程度ですが、残りの1a程度を使用貸借であわせての10aとして、新規で取り組まれるということです。</p> <p>売買される方については、80歳を超え高齢なため、農業が難しいということでの決断ということでございます。現況について、所有権移転の方</p>

	<p>は、これまでも田んぼとして耕作されている状況でございまして、荒れた状態ではございませんでした。</p> <p>もう一つの第9号議案の使用貸借につきましても、畑として現状管理されて、土地の状態はきれいに整備されていまして、現状、大きな問題はなく、受けられる方も農機具を持っておられますし、年齢も若く、今後、農業をやっていこうと前向きなことです。特に問題はないということで報告させていただきます。</p>
議長	ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、1件ずつお諮りします。</p> <p>まず、日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第6、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第10号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>申請地は、昨年11月20日に審議頂きました新宮地区で計画中の〇〇〇〇〇〇さんによる資材置場設置にかかる農振除外申請地の隣接地である畑1筆となります。</p> <p>当該地は、隣接地に資材置場が造成されることに協力し、農地へ土砂を入れるため、一時的に農地ではなくなりますが、工事終了後は、農地の有</p>

	<p>効面積が拡大するとともに、再び畑として耕作されるといった一時転用の案件となっております。</p> <p>この申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われます。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>事務局から説明があったとおり、この土地は、去年、一度審議にかかった場所の隣接地です。3月15日に役場の方と一緒に現地確認に行っていました。</p> <p>場所は、先ほどの説明のとおりですが、現状は、以前と全く同じ状況で何も栽培されていない状況でした。</p> <p>すぐ隣接したところが資材置場として許可があり次第、工事に入られるので、畑として耕作することが出来ないということで、現状のまま放置されている状況です。</p> <p>この土地については、道路に面しておりますので、耕作するには都合の良い土地であります。</p> <p>また、この土地は、道路に面しているところは水平ですが、その半分以上の面は傾斜で高低差がつき、将来、畑として使われるためにも今のままではどうすることも出来ないのも、むしろ資材置場として一緒に工事をされたときに、土を入れて、傾斜が緩いような状況にもっていければ畑として十分使えるような状況になっていって、今回の工事にあわせて一時的に埋めるにしろ、将来出来るように持っていけば、農業としては十分やっていかれるのではないかと印象を受けました。</p> <p>深原の付近は、工場がたくさん立地している状況で、ここのすぐ近くに家がありますが、この家も今の耕作放棄地の状況が無くなれば、むしろ環境としても良くなるのではないかと思います。</p> <p>したがって、今回、このような工事があれば、なんとかこういうチャンスを活かして荒廃防止のために持っていかれることはむしろ良いことではないかという感じを受けました。この工事をすることによって、環境が悪</p>

	<p>くなることは無いと私は思いました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第6、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第7、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第11号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>この申請地につきましては、昨年11月20日に開催しました、令和2年度第9回農業委員会で審議いただいた案件で、今年2月初めに農振除外が完了した農地でございます。</p> <p>場所は、配布させていただいております図面のとおり、県道瀬野呉線を安芸区方面に向かい、〇〇〇〇〇から北部農道方面へ約200m程度進んだ周辺にある田7筆です。</p> <p>転用目的としましては、譲り受け人が貸駐車場として、活用する内容となっております。</p> <p>農業委員会として審議する上で、申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p> <p>周辺の水路は整備されており、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員には、11月にご説明頂いているため、</p>



	<p>本日は省略させて頂くことでお願い致します。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からもありましたが、11月の農振除外と同一案件は、今回、こちらを含め4件ありますが、農地利用最適化推進委員の説明は省略することで進めさせて頂きたいと思います。</p> <p>それでは、当案件について、何か質問はありませんか。</p>
立花委員	<p>この件に関しては、どなたに貸すか公表するようなことを言っておられましたが、これだったら、ただ単に駐車場で貸しますという内容で、オープンにはならないのですか。</p>
事務局	<p>あくまでも申請者から提出された計画内容としては、前回の時点から変わっておりませんで、自動車修理業の方とか土木業を営む方にお貸しする内容となっております。</p>
立花委員	<p>それをここでは表記できないのですか。どなたに貸すということも。</p>
事務局	<p>農地転用の目的が、貸駐車場ということだけですので、そこまでは難しいと思います。それから、今後、農地転用の工事に着工されますので、場所によってはこれから応募されるようなこともあると思います。現在、お考えになっておられるのは、転用目的は駐車場であり、先ほど申したような業種の方にお貸しするといったご計画です。</p>
立花委員	<p>今度、どういう方が入ろうと、貸駐車場にする以上、農業委員会としての権限は及ばないということで良いのですか。</p>
事務局	<p>先ほど説明しましたように、審議する上での事項は、資金面での判断とか、被害防除措置計画、転用行為の妨げになる権利を有する方がいらっしやらないかというようなこととなりますので、借主等については農業委員会で審議する上での判断項目としてはあがってこないと思います。</p>
立花委員	<p>さきほどの〇〇〇〇〇さんに貸す分は農振除外にして、また今回も議案に出ておるんですが、この場合はうやむやな状態で、それでも良いということの良いですかね。</p>
事務局	<p>このあと出てくる〇〇〇〇〇さんの案件につきましては、〇〇〇〇〇さんが農地を取得される案件でございますが、農地を取得され、その手続き</p>

	<p>を取った上であわせて資材置場に転用されるという案件になっています。</p> <p>ただし、今の案件につきましては、〇〇〇〇〇さんがご自身の所有権を移転されることなく、自分の所有権をお持ちのままで、農地を転用されるだけというもので、そして転用目的が貸駐車場という内容です。</p>
立花委員	事務局としては分かっているけども、公表はしないということですか。
事務局	貸す相手のことですかね。
議長	<p>今、立花委員が言われているのは、申請人ははっきりしておるけども、それに対して貸借の関係ですよ。載せなくてよいのですかということですよ。</p> <p>要は、申請人は駐車場にしますと申請しておるのですが、その駐車場にした後の貸借が出てきますよね。貸し借りが。そこは明確にしなくても良いのですかということですよ。</p>
立花委員	そうです。
議長	それは農業委員会で審議する上で承認行為をする上で、そこまで詰めておこななくても良いのですかねということですよ。
立花委員	それともう一つですね。農振除外をこういう形に変更するのであれば、今後もいろいろな方がいらっしゃいますよね。農振地区の、高齢で耕作できない人という考え方があったら、一応、委員会として許可するんだという方向性で行くのなら、それはそれで良いのですよ。
議長	こういう状況の方であれば、何でもかんでも認めていくのですかということですよ。転用するときに。駐車場にする、太陽光にするとしてもそれでも良いのですかということですかね。
稲垣委員	今回審議する上で、何をもって判断するかということだと思います。その基準に基づき、判断するべきだと思いますが。
事務局	<p>農振除外を行うにも、何でも除外出来るというわけではなく、代替の検討など、大きくは5つの要件をクリアすることが必要であり、農地転用についても先ほど申し上げたような基準を満たす必要があります。</p> <p>ただし、こういった手続きは、申請主義でありますので、それらの要件を満たしたものが上がってきたなら、これは通していくこととなる、進めざるを得ないものだと思います。ただし、こういった手続きが必要となる</p>

	ことは、申請者にとって大きなハードルとなっているといえるのではないのでしょうか。
立花委員	駐車場にすると申請があがってきても、それがどのようなになるかは分からないように思いますが。
事務局	許可をしたあと、目的どおりに達成されていない場合は、許可を取消すということがあります。
菅尾委員	駐車場の後、建物が建ったりしたら、許可を取り消すようなことですか。
事務局	駐車場が出来た段階で完成となるため、その後で取り消すようなケースは無いです。
菅尾委員	申請書に記載されている事項を相手方に担保を取るということはしないのですか。
事務局	担保ということ言えば、農振除外手続きを行う段階で、土地利用計画を提出頂きますが、その計画が達成されることを約束してもらうために、確約書を提出してもらうという手続きをとっています。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
菅尾委員	農業地域整備計画は、町の計画であり、これを変更するにあたって町が農業委員会へ意見照会したと理解していますが、今回、除外を受けて農業委員会として農地転用を審議する中で目的どおりに達成されないようなことがあった場合、その責任はどこに及ぶことになるのか。
事務局	責任については、町と農業委員会が関係することになるのかもしれないです。
菅尾委員	農振の事務は、町のどこが所管しているのですか。
事務局	所管については、町の農林緑地課所属で、町の職員でもある私たちが担当しております。
菅尾委員	兼務されているということですね。
事務局	そのとおりです。
菅尾委員	この農地は、今回農振から外れ、駐車場になることによって、どのような土地区分となるのでしょうか。
事務局	市街化調整区域の雑種地として取り扱われることになると思われます。
菅尾委員	雑種地ということは、駐車場が完了しても、その後、建物等を建てるこ

	とが出来るようになるということですよ。
事務局	そのようになりますが、調整区域であるため、宅地造成規制法や建築確認等の別の法手続きが必要となってくると思われます。
立花委員	農地転用され、その後、資材置場になったり、建物になったりしても問題にならないのですか。
議長	そのあたりを立花委員が心配されているところです。 それから、農業委員会としても、どこまで責任が及んでくるのかというところですね。
立花委員	今後、駐車場から別のものになって問題になっても町が責任を取ってくれるということで良いですか。
事務局	先ほどの繰り返しになりますが、今回は、4条の手続きで、いわゆる所有権を〇〇〇〇〇さんが持ったまま、農地を転用するという案件であり、通常、こういうケースは、5条である場合がほとんどなのですが、あえて所有権を保有されたまま貸駐車場として他者へ貸そうとする内容です。 そのため、駐車場やその他のものになったとして、その土地で何かトラブルになるようなケースが発生しても、それは所有者である〇〇〇〇〇さんに責任が及ぶことになり、5条と比べればより安全策ではないかと思えます。
稲垣委員	農業委員会で農地転用を審議する上で、申請されている駐車場として転用することはどうかという観点で審議すべきであって、その後のことはここでは審議することは出来ないと思います。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
庄賀委員	これは、高齢で耕作が困難であることはやむを得ない事情だと思います。 今回のケースをもとに、ケースバイケースで対応していったらどうでしょうか。
議長	個人や地域特有の事情はあるにしても、審議は、ケースによって対応は変えてはならないと思います。 一定の目線で判断すべきだと思います。
議場	(その他多数の者から発言あり。)

議長	農業委員会としては、転用のことについて責任はどのようになってくるのですかね。
事務局	農地転用の申請どおり工事が完了した段階で、農業委員会としての関わりは終了となります。
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第7、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第8、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号について、提案理由をご説明いたします。 申請地は、初神地区で工事中の東部地域防災センターに県道瀬野呉線から向かって向かい側で、避難路として工事中の町道三村岡隠田線沿線の田1筆で、今年1月20日に審議頂いた件の隣接地でございます。 転用目的としましては、大型バス4台分の駐車場を設置するための農地転用の案件でしたが、それだけでは少し狭いため、隣接地である申請地もあわせて取得されることになったものです。 申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	3月15日に事務局と現地を確認してきました。 場所は、事務局が説明されたところですが、今年の1月に審議された案

	<p>件の隣接地であり、追加で土地を拡張されることになったものです。</p> <p>現地は、東部地域防災センターの裏側で、田んぼとして随分前から耕作されておらず、荒廃化しています。</p> <p>申請者は、バス会社を経営されておられ、大型バスを駐車されることになっていましたが、前回の土地だけではバスを旋回させるだけの土地がなく、バックで出入りをしなければならないためどのようにされるのかなと思っていました。</p> <p>東部地域防災センターに面しており、荒廃化しており、地域の活性化や土地の有効利用を考えると、むしろ転用することは好ましい案件ではないかと思いました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第8、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第9、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>この申請地につきましては、昨年11月20日に開催された令和2年度第9回農業委員会で審議いただいた案件で、今年2月初めに農振除外が完了した農地でございます。</p> <p>場所は、配布させていただいております図面のとおり、町道城之堀線を城之堀自治会集会所から約100mほど初神方面に向かい、右手に〇〇〇〇〇〇が見える場所を左折し、北部農道方面へ100m程度進んだ一角にある2筆となります。</p> <p>申請人は、一昨年まで水稻耕作していましたが、年齢的にも耕作が困難となってきたため、有効利用出来ないものかとお考えになっていたようで</p>

	<p>すが、太陽光発電設備業者から太陽光のために賃貸借したい旨の申し出があったため、これを受けようとされているものです。</p> <p>申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第9、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第10、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第14号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>この申請地につきましても議案第13号と同じく、昨年11月20日に開催された令和2年度第9回農業委員会で審議いただいた案件で、今年2月初めに農振除外が完了した農地でございます。</p> <p>場所は、配布させていただいております図面のとおりで、議案第13号でご説明した場所とほぼ隣接した場所で、すでに原野化した畑と田の合計5筆となります。</p> <p>同じく、太陽光発電設備業者から太陽光のために賃貸借したい旨の申し出があったため、これを受けようとされているものです。</p> <p>申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p>

	以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第10、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第10、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第11、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第15号について、提案理由をご説明いたします。 この申請地につきましてもさきほどまでと同じく、昨年11月20日に開催された、令和2年度第9回農業委員会で審議いただいた案件で、今年2月初めに農振除外が完了した農地でございます。 場所は、配布させていただいております図面のとおりで、議案第10号でご説明した場所の隣接した場所で、すでに原野と化した畑と田の合計12筆となります。 初神3丁目にある〇〇〇〇〇さんのダンプ車庫が、東部地域防災センターの建築用地として町へ売却されたため、新たにダンプ駐車場、資材置場を確保する必要が生じたため、比較的近傍となるこの場所が適地として選定されたようです。申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、 また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)



議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第11、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第12、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>申請地は、出来庭地区で工事中の〇〇〇〇〇に県道矢野安浦線から向かって西側付近の田2筆で、昨年7月14日に出来庭3丁目へ〇〇〇〇〇が建築されることで審議頂いた件の道路を挟み向かい側でございます。</p> <p>転用目的としましては、〇〇〇〇〇用の駐車場を設置するための農地転用の案件です。</p> <p>申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良 次生委員、お願いします。</p>
世良 次生委員	<p>3月10日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、先ほど事務局が説明した通りで、〇〇〇〇〇のすぐ裏側にある休耕中の田んぼ2筆です。</p> <p>この一帯は、市街化調整区域ですが、数年前に団地まで通ずる道路が整備され、また、現在は、スーパーやドラッグストアなどの複合施設のほか、病院の開発が計画されているなど、非常に利便性が良く、将来的にも企業立地が期待されるような場所であるため、この申請のように駐車場に農地転用されるのもやむを得ないように思いました。</p>

	申請内容からも、特に問題ないと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第12、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第12、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、最後に繰り下げた日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 審議にあたり、庄賀委員は、申請者の親族にあたるため、農業委員会法第31条第1項の規定により、議事に参与することが出来ないことから、退室をお願いします。
庄賀委員	(庄賀委員退室)
議長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第5号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、県道瀬野呉線を安芸区方面へ進むと沿線にある〇〇〇〇〇に向かって東側方面に向かったところにある田と2筆でございます。 申請によると、譲渡人は、農業を継続することが難しいと考えている所有地について、譲受人は、経営規模を拡大のため、譲り受けようとされるものとなっております。 農機具の保有状況、農作業従事日数、下限面積も問題なく、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。

	世良 正喜委員、お願いします。
世良 正喜 委員	<p>3月15日(月)に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、先ほど事務局が説明した通りで、〇〇〇〇〇の上流側にある田2筆です。</p> <p>現地は、これまでも田んぼとして耕作されていたようで、草刈り等の保全管理はきれいにされていました。</p> <p>ただし、イノシシによる被害が多く発生しており、隣接する里道は、イノシシによって、里道がわからなくなるくらいまで崩されておりましたが、こちらは、庄賀さんご自身が費用の一部を負担する形で修理することを町へ申請されているとのことです。</p> <p>果樹園にされるとのことですが、申請内容からは、特に問題になるような事は無いと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第1 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第13、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号について、ご報告いたします。</p> <p>本件につきましては、この1ヶ月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、3条の規定による届出が1件ありましたことを、ここにご報告します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。

	<p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(事務局から連絡事項)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は4月20日(火)午前9時から開催予定です。</p> <p>議案については4月8日以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第3回熊野町農業委員会を閉会します。</p>